

第 8 4 号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例において、会計年度任用職員に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(倫理規準の遵守)</p> <p>第3条 議員及び市長等は、次の各号に掲げる倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員等を含む。</u>）の採用に関し推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(倫理規準の遵守)</p> <p>第3条 議員及び市長等は、次の各号に掲げる倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市職員（<u>臨時職員等を含む。</u>）の採用に関し推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(芦屋市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和26年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>超えない範囲内</u>において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>こえない範囲内</u>において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2～4 (略)</p>

(芦屋市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年芦屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の<u>給料</u>（法第22条の2第1項第</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下<u>給料</u>の10分の1以下を減ずる</p>

改正後	改正前
<p>1号に掲げる職員については、<u>給料に相当する報酬の額</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に該当する職員に係る減給は、前項の規定にかかわらず、1回の額が労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条第1項に規定する平均賃金の1日分の半額を超えない範囲内で、減ずるものとする。ただし、1月における減給の総額は、その月における給与の総額の10分の1を超えてはならない。</p>	ものとする。

（芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第4条 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（休暇の承認）</p> <p>第19条 職員は、第10条から前条までに規定する休暇を取得しようとするときは、規則に定めるところにより請求し、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p><u>（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）</u></p> <p>第20条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員の勤務時間、休暇等</u>については、第2条から前条までの規定にかかわら</p>	<p>（休暇の承認）</p> <p>第19条 職員は、第10条から前条までに規定する休暇を取得しようとするときは、規則に定めるところにより請求し、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>ず，その職務の性質等を考慮して，規則で定める。</u> （規則への委任） <u>第21条</u> この条例に定めるもののほか，必要な事項は，規則で定める。</p>	<p>（規則への委任） <u>第20条</u> この条例に定めるもののほか，必要な事項は，規則で定める。</p>

（公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と，改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。 (1)～(2) （略） (3) 地方公務員法第22条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第12条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員 (4)～(5) （略） 3 （略）</p>	<p>（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。 (1)～(2) （略） (3) 地方公務員法第22条第1項又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第12条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員 (4)～(5) （略） 3 （略）</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成14年芦屋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第12条第1項に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員 (4)～(5) (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第12条第1項に規定する <u>条件附採用</u> になっている職員 (4)～(5) (略)

(芦屋市職員の自己啓発のための休職に関する条例の一部改正)

第7条 芦屋市職員の自己啓発のための休職に関する条例(平成17年年芦屋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象となる職員)</p> <p>第3条 休職の対象となる職員は、<u>任期を定めて任用される職員以外の職員</u>で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(対象となる職員)</p> <p>第3条 休職の対象となる職員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

(芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 給与条例第22条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員<u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第6条 育児休業をした職員<u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 給与条例第22条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又は</p>

改正後	改正前
<p>得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日後における最初の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)</p> <p>第10条 職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年芦屋市条例第 号。以下「パートタイム給与条例」という。)第5条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、パートタイム給与条例第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年芦屋市条例第 号。以下「フルタイム給与条例」という。)第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、フルタイム給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>その日後における最初の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項</u>の規定に基づき、本市の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項</u>の規定に基づき、本市の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。</p>

（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）</u>の給</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）</u>の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
与に関し必要な事項を定めるものとする。	

(芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者（<u>地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。</u>以下「技能職員」という。）の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「技能職員」という。）の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。</p>

(芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第12条 芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 (略) 2 この条例において「何級の職務」という場合には、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない職員については、規則で定める。)をいうものとする。 <u>この場合において、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員は、同表の1級の職務にある者とみなす。</u> 3 (略)	(用語の意義) 第2条 (略) 2 この条例において「何級の職務」という場合には、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない職員については、規則で定める。)をいうものとする。 3 (略)

(芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第13条 芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 (略) (1)～(4) (略)	(補償基礎額) 第5条 (略) (1)～(4) (略)

改正後	改正前
(5) <u>給料を支給される職員</u> 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額	

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第14条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（一般の退職手当の額に係る特例）</p> <p>第7条の5 （略）</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の規定による給料表が適用される職員については、給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額とし、<u>芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年芦屋市条例第 号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び地域手当の月額合計額とし、</u>その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">（勤続期間の計算）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、月割計算とし、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員にあつては、芦屋</u></p>	<p style="text-align: center;">（一般の退職手当の額に係る特例）</p> <p>第7条の5 （略）</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の規定による給料表が適用される職員については、給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額とし、<u>その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（勤続期間の計算）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、月割計算とし、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p>

改正後	改正前
<p>市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）第20条の規定により定められた勤務時間以上に勤務した日が18日以上ある月の月数）による。</p> <p>3～9 （略）</p>	<p>3～9 （略）</p>

（芦屋市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

第15条 芦屋市職員の厚生制度に関する条例（昭和38年芦屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第2条 互助会は、本市に常時勤務する職員、公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員のうち1週間当たりの勤務時間が31時間の者及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間以上の者（以下これらを「会員」という。）をもつて組織する。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 法第22条の3第4項又は第26条の6第7項第2号に規定する臨時的任用職員</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>（事業）</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 互助会は、本市に常時勤務する職員、公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員のうち1週間当たりの勤務時間が31時間の者及び法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間の者（以下これらを「会員」という。）をもつて組織する。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 法第22条第5項又は第26条の6第7項第2号に規定する臨時的任用職員</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>（事業）</p>

改正後	改正前
<p>第4条 互助会は、第1条の目的を達成するため、福利厚生事業、給付事業及び施設の経営その他の事業を行う。</p> <p>(市の負担金)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の負担金は、会員の給料等の総額を標準として算定するものとし、給料等の総額に対する負担金の割合は、<u>1000分の2</u>とする。</p>	<p>第4条 互助会は、第1条の目的を達成するため、福利厚生事業、給付事業及び貸付事業並びに施設の経営その他の事業を行う。</p> <p>(市の負担金)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の負担金は、会員の給料等の総額を標準として算定するものとし、給料等の総額に対する負担金の割合は、<u>1000分の4</u>とする。</p>

(芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第16条 芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年芦屋市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>

(芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第17条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和34年芦屋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(非常勤職員の給与) 第14条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。	(臨時に雇用される職員の給与) 第14条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。

(芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第18条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成21年芦屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(非常勤職員の給与) 第23条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。	(非常勤職員等の給与) 第23条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第13条による改正後の芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

参 照

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例において、会計年度任用職員に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 関係条例において、次のとおり会計年度任用職員に係る規定を定める。

定める内容		該当条項
ア 休職期間	会計年度任用職員の休職期間は、任命権者が定める任期の範囲内とする。(第2条関係)	芦屋市職員の分限の手續及び効果に関する条例第3条第5項
イ 減給	パートタイム会計年度任用職員の減給を行う場合は、給料に相当する報酬の額の10分の1以下を減ずるものとする。(第3条関係)	芦屋市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条第1項
ウ 勤務時間等	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。(第4条関係) ※84-20頁参照	芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第20条
エ 部分休業	会計年度任用職員が部分休業により勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与又は報酬を減額して支給する。(第8条関係)	芦屋市職員の育児休業等に関する条例第10条第2項及び第3項
オ 旅費	フルタイム会計年度任用職員は、旅費の計算に当たっては、行政職給料表1級の職員であるとみなす。(第12条関係)	芦屋市職員等の旅費に関する条例第2条第2項
カ 公務災害	この条例が適用されるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額については、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例による。(第13条関係)	芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条

定める内容		該当条項
キ 退職手当	フルタイム会計年度任用職員の退職手当の額に係る特例の計算に用いる給与月額を給料及び地域手当の合計額とする。(第14条関係)	芦屋市職員の退職手当に関する条例第7条の5第2項
	フルタイム会計年度任用職員の退職手当の計算における在職期間の月数は、所定の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数とする。(第14条関係)	芦屋市職員の退職手当に関する条例第8条第2項
ク 互助会	1週間当たりの勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員は、互助会に加入することができるものとする。またこれに伴い、市が負担する負担金の割合を、給料等の総額に対する1000の4から1000分の2に改める。(第15条関係)	芦屋市職員の厚生制度に関する条例第2条及び第7条

- (2) 会計年度任用職員が対象となる次の関係条例において、会計年度任用職員を含む旨の規定を整備する。

会計年度任用職員が対象となる内容	該当条項
議員及び市長等が遵守すべき倫理基準のうち、その採用に関し推薦又は紹介をしないことと定められている市職員の範囲(第1条関係) ※ 現行においても「臨時職員等」の採用に関して推薦又は紹介をしないことと定められている。	芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例第3条第1項第5号
人事行政の運営等の状況の公表(第16条関係) ※フルタイムのみ	芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条

- (3) 会計年度任用職員が対象外となる次の関係条例について、会計年度任用職員を除外する旨の規定を整備する。

会計年度任用職員が対象外となる内容	該当条項
職員の自己啓発のための休職(第7条関係)	芦屋市職員の自己啓発のための休職に関する条例第3条
育児休業中の職員であって基準期間内に勤務期間がある職員の勤勉手当の支給(第8条関係)	芦屋市職員の育児休業等に関する条例第5条の2第2項

会計年度任用職員が対象外となる内容	該当条項
育児休業をした職員の職務復帰後における給料号給の調整 (第8条関係)	芦屋市職員の育児休業等に関する条例第6条
芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の適用 (第10条関係)	芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第1条
芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用 (第11条関係)	芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条

(4) 関係法律の条項の削除又は繰下げによる引用条項の整理

(第5条, 第6条, 第9条及び第15条関係)

該当条項	内容
公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第3号	地方公務員法第22条から第2項以下が削除されたことによる整理
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第3号	
芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第1条	地方自治法第203条の2第4項の追加による項の繰下がり
芦屋市職員の厚生制度に関する条例第2条第1項第1号	地方公務員法において臨時的任用の規定が第22条から第22条の3に改められたことによる整理

(5) その他所要の規定の整備

3 施行期日

(1) 令和2年4月1日

(2) 経過措置

2(1)カについて、改正後の芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定める主な内容

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「条例」という。）第20条の規定により規則で定める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の主な内容については、以下のとおりとする。

1 勤務時間

(1) 会計年度任用職員（パートタイム）

休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分未満の範囲で任命権者が定める。

(2) 会計年度任用職員（フルタイム）

休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 時間外勤務代休時間

条例第2条の2の規定の例による。

【内容】

月60時間を超える時間外勤務を行った会計年度任用職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができる。

3 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限

条例第2条の3の規定の例による。

【内容】

(1) 深夜勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、その子を養育するために請求した場合、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時～翌朝午前5時）における勤務をさせてはならない。

要介護者のある会計年度任用職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合も同様とする。

(2) 時間外勤務の制限

ア 3歳に満たない子のある会計年度任用職員が、その子を養育するために請求した場合、その業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害等による臨時の業務を除く。）をさせてはならない。

イ 小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、その子を養育するために請求した場合、その業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年において150時間を超えて時間外勤務（災害等による臨時の業務を除く。）をさせてはならない。

ア及びイの規定は、要介護者のある会計年度任用職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合も同様とする。

4 休憩時間

条例第3条の例による。

【内容】

会計年度任用職員の休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分、1日の勤務時間が7時間45分を超える場合は1時間とする。

5 休息時間

条例第4条の例による。

【内容】

特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員の休息時間は、連続する正規の勤務時間4時間につき15分とする。

6 睡眠時間

条例第5条の例による。

【内容】

1昼夜交替の勤務に就く会計年度任用職員に対しては、夜間に4時間を下らず7時間を超えない範囲内で睡眠時間を与える。

7 休日

条例第6条の例による。

【内容】

会計年度任用職員の休日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日まで（元日を除く。）とする。

8 休暇

会計年度任用職員の休暇は次のとおりとする。

(1) 年次休暇

ア 付与基準

週所定労働時間が29時間以上の者については、5日以上の欄を適用する。

区 分		任用時	6月後	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後～	
所定労働 日数	週	年間	5日	5日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	5日以上	217日以上								
	4日	169～216日	3日	4日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121～168日	2日	3日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73～120日	1日	2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48～72日	—	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

ただし、任用期間が6月以下の場合は、以下のとおりとする。

週所定 労働 日数	任用期間									
	1月超 2月以下		2月超 3月以下		3月超 4月以下		4月超 5月以下		5月超 6月以下	
	任用時	任用時	任用時	2月 経過後	任用時	2月 経過後	任用時	2月 経過後		
5日以上	1日	2日	2日	1日	2日	2日	2日	2日	3日	
4日	—	—	1日	—	1日	1日	1日	1日	2日	
3日	—	—	—	—	1日	—	1日	1日	1日	
2日	—	—	—	—	1日	—	1日	—	—	
1日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

イ 取得単位

1日，1時間又は15分

※ただし，1週当たりの勤務時間が24時間未満のものは1日

ウ 年次休暇の繰越し

年次休暇の残日数は，当年の付与日数を限度として，翌年に繰り越すことができる。

(2) 年次休暇以外の休暇

会計年度任用職員の年次休暇以外の休暇は次頁のとおりとする。

年次休暇以外の休暇	概要	有給・無給	参照条文										
公務傷病等による療養休暇	1災害につき 90日を限度に有給。ただし、その休暇が任期を超える場合は任期の範囲内とする。 ※1週間当たりの勤務時間が29時間以上の者が対象	有給	条例第10条関係										
私傷病による療養休暇	3日以上療養を要する場合、医師の診断書に基づき90日を限度に付与。 ※特定疾患等により、さらに90日を超えない範囲での延長できる場合あり ※1週間当たりの勤務時間が29時間以上の者が対象	有給	条例第11条関係										
産前産後の休暇	産前：8週間（多胎妊娠14週間） 産後：8週間	有給	条例第12条関係										
育児時間	1歳未満の子の育児 1日2回各々30分以内 ※勤務時間が4時間以内の場合は1日30分まで	有給	条例第13条関係										
生理休暇	生理により就業が著しく困難な場合	有給（2日まで）	条例第14条関係										
看護休暇	配偶者（内縁を含む）又は1親等の血族又は姻族（配偶者の子を含む）の傷病による看護 年度内 19日	有給（7.5日まで）	条例第14条の2関係										
介護休暇	配偶者（内縁を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母・孫・兄弟姉妹、同居の事実上の父母・子と同様の関係にある者が負傷、疾病又は老齢により2週間以上の介護を要する場合 180日を超えない範囲内	無給	条例第14条の3関係										
介護時間	要介護者の介護 連続する3年の期間内 1日2時間以内	無給	条例第14条の4関係										
結婚休暇	結婚するとき 5日 ※1週間当たりの勤務時間が29時間以上の者が対象	有給	条例第15条関係										
忌引休暇	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">死亡した親族</th> <th style="text-align: center;">付与日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者、1親等の血族、同居の1親等の姻族</td> <td>連続する7日の範囲内</td> </tr> <tr> <td>2親等の血族、1親等の姻族、同居の2親等の姻族</td> <td>連続する5日の範囲内</td> </tr> <tr> <td>3親等の血族、2親等の姻族、同居の3親等の姻族</td> <td>連続する3日の範囲内</td> </tr> <tr> <td>4親等の血族、3親等の姻族、同居の4親等の姻族</td> <td>連続する1日の範囲内</td> </tr> </tbody> </table> ※年次休暇付与対象者	死亡した親族	付与日数	配偶者、1親等の血族、同居の1親等の姻族	連続する7日の範囲内	2親等の血族、1親等の姻族、同居の2親等の姻族	連続する5日の範囲内	3親等の血族、2親等の姻族、同居の3親等の姻族	連続する3日の範囲内	4親等の血族、3親等の姻族、同居の4親等の姻族	連続する1日の範囲内	有給	条例第16条関係
死亡した親族	付与日数												
配偶者、1親等の血族、同居の1親等の姻族	連続する7日の範囲内												
2親等の血族、1親等の姻族、同居の2親等の姻族	連続する5日の範囲内												
3親等の血族、2親等の姻族、同居の3親等の姻族	連続する3日の範囲内												
4親等の血族、3親等の姻族、同居の4親等の姻族	連続する1日の範囲内												
風水震災等又は交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間	有給	条例第17条関係										
風水震災等による現住居滅失等	1週間以内	有給											
官公署等への出頭	必要と認められる期間	有給											
骨髄移植等ドナー	必要と認められる期間	有給											
選挙権その他公民権の行使	必要と認められる期間	有給											
厚生その他能率増進に関する計画実施への参加	必要と認められる期間	有給											
短期介護休暇	年度内に5日（要介護者が2人以上の場合は10日）	有給											
組合休暇	30日以内	無給	条例第18条関係										